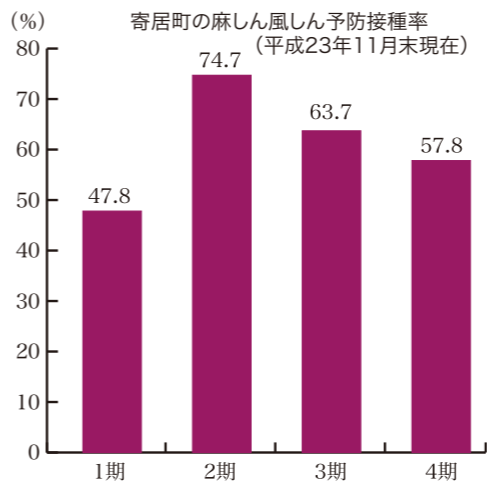


3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です

日本医師会・日本小児科医学会では、予防接種の関心を高め、麻しん(はしか)などの予防接種率の向上をはかるため、3月1日(木)～7日(水)を「子ども予防接種週間」としています。期間中は、協力医療機関で種々の予防接種の相談に応じたり、診療時間に予防接種を受けにくい方に対して接種機会を拡大したりするなど、予防接種率の向上を図ります。

この時期は、4月からの入園・入学に備え、接種漏れを見直すよい時期です。お子さんの予防接種が完了しているか母子健康手帳を確認してあげてください。

麻しん風しん予防接種は お済みですか？ 現在、町で接種を勧めている麻しん



町内の予防接種(乳幼児等)実施医療機関

Table with 4 columns: 医療機関名, 所在地, 電話番号, 備考. Lists various medical facilities in Kariya City such as 市川医院, おぶすま診療所, 埼玉よりい病院, etc.

麻しん風しん予防接種は、日本から麻しんを排除するため、接種率95%以上を目標に実施しています。しかし、11月末までの接種率をみると、グラフの通り80%に届いていません。春は、麻しんの流行期です。まだ接種を受けていない方は、早めに接種を受けてください。また、2～4期の公費接種期限は3月31日のため、期限を過ぎると自己負担による接種となりますのでご注意ください。

なお、次の2～4期の接種対象者には、すでに必要書類を郵送しています。お手元がない方は、お子さんの母子健康手帳を持参のうえ、保健福祉総合センターへお越しください。平成23年度対象者 1期/生後12～24カ月未満 2期/平成17年4月2日～平成18年4月1日生 3期/平成10年4月2日～平成11年4月1日生 4期/平成5年4月2日～平成6年4月1日生 問い合わせ/保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

寄居町国民健康保険に加入している皆さんへ 4月1日から高額な外来診療でも「限度額適用認定証」が適用されます

入院のみ適用されていた「限度額適用認定証」が、4月1日からは高額な外来診療でも適用されます。外来診療時、限度額適用認定証を医療機関へ提示することで、窓口負担の金額が自己負担限度額までの支払いとなります。

問い合わせ/保険年金課(☎581・2121内線113、114)へ。

利用するには限度額適用認定証の交付を受ける必要があります

申請は、限度額適用認定証が必要なお本人、または同一世帯の方が、国民健康保険被保険者証と印鑑(ス

Table showing self-payment limits for those under 70 years old. Categories include 一般, 上位所得者\*, and 住民税非課税世帯.

※上位所得者とは、同一世帯の国民健康保険被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が、600万円を超える世帯の方です。なお、所得の申告がない場合、上位所得とみなされます。

Table showing self-payment limits for those 70 years and older. Categories include 一般, 現役並み所得者\*1, 低所得者II\*\*2, and 低所得者I\*\*3.

※1...同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方(自己負担割合が3割の方) ※2...同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税の方 ※3...同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の70歳以上の方の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

タンP印等以外のもの)を持参し、保険年金課で行ってください。なお、認定証の認定日は申請月の初日となります。

交付された限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

※有効期限が平成24年7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方は、引き続き、外来でも利用できます。改めて申請を行う必要はありません。※限度額適用認定証の認定日は、申

自己負担限度額とは 自己負担限度額は、左上の表のよう

に所得状況に応じて異なります。なお、限度額適用認定証の提示がない場合、従来どおり窓口負担を支払った後、保険年金課から郵送される高額療養費支給申請書を提出することで、自己負担限度額との差額をお支払い

します。ご不明な点はお問い合わせください。寄居町国民健康保険に加入している 20歳から74歳までの方へ 3月中に新しい高齢受給者証を郵送します

寄居町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方が医療機関等の窓口で負担する割合は、凍結措置によりこれまで「1割」に据え置かれ、今年4月1日からは「2割」に変更することになっていました(ただし、現役並み所得者で、3割負担の方を除きます)。しかし、この凍結措置がさらに延長され、引き続き「1割」に据え置きとなりました。

このため、現在高齢受給者証の自己負担割合が「2割(平成24年3月31日まで1割)」となっている方を対象に、3月中に新しい高齢受給者証を郵送します。記載内容をご確認のうえ、医療機関等で受診の際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

年金 ねんきん

老齢基礎年金を受給するには、最低25年の納付期間が必要です

老齢基礎年金を受給するには、現在の制度では保険料を25年以上納めていなければなりません。次の①～⑥の合計が25年を超えると受給できます。

- ①国民年金保険料を納めた期間
②国民年金保険料の一部免除(全額免除・多段階免除)を受けた期間※1
③若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間※2
④第3号被保険者(会社員等に扶養されている配偶者の期間)
⑤厚生年金、共済組合加入の期間
⑥任意加入しなかった期間(カラ期間)

※1:一部免除(保険料の一部を免除)の承認を受けた月でも、免除された額の残額を納めないと未納となり、免除期間とはなりませんのでご注意ください。
※2:若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間も年金受給資格期間に算入されますが、10年以内に追納しなかった場合などは、カラ期間と同じように年金額には反映されません。

原則として65歳から受給できます

例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります。繰上げ請求/希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度です。ただし、障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。

繰下げ請求/希望すれば66歳以降に増額した年金を受けられる制度です。
※両制度とも、一度決まった支給率(年金額)の変更は認められませんので、ご注意ください。

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多い、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

